

## ■新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更

5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「**5類感染症**」に移行します。  
これに伴い、法律に基づく外出自粛は求められなくなります。

### 主な変更点

区分		5月7日まで	5月8日以降 9月末まで（予定）
相談 健康観察	一般相談	コールセンター	電話相談窓口を一本化 <b>福島県新型コロナウイルス感染症 相談センター（毎日24時間対応） 0120-567-747</b>
	発熱等相談	受診・相談センター	
	HER-SYS (ハーシス) (※)	医療機関：発生届の入力・報告 自宅療養者：毎日の健康状態を スマホ等で報告	終了
検査	検査キット	無料配布	
	検査費用	全額公費負担	
登録	陽性者登録 センター	自主検査で陽性であった方が WEB申請し、医師による診断 を経て陽性者登録を実施	終了
医療費の 公費支援	外 来	自己負担分を公費支援	○コロナの治療薬は公費負担 ○外来医療費は自己負担
	入 院		○コロナの治療薬は公費負担 ○高額療養費制度の自己負担限度 額から上限2万円を減額。
生活支援	食 料	調達が困難な方へ配達	
	パルスオキ シメーター	重症化リスクの高い方等へ配布	終了

※HER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム）とは、医療機関が発生届の入力・報告を電子的に行うとともに、自宅療養者が毎日の健康状態をスマホ等で簡単に報告することで、保健所は自宅療養者の状態を迅速に把握し、適切なフォローが可能となります。

### その他の変更点

○陽性者の行動制限がなくなります

#### 療養期間の目安

- ・発症翌日から10日間はマスク着用
- ・発症翌日から5日間は外出自粛を推奨。5日に症状が続く場合は、熱が下がるなどしてから24時間程度が経過するまで延長する。

○学校で、陽性者を出席停止とする  
期間が短縮されます

原則「発症後7日」から「発症から  
5日間が経過し、かつ症状が軽快後  
1日を経過するまで」へ

○濃厚接触者の行動制限がなくなります

5日間の自宅待機がなくなります

○医療機関からの発生届（陽性者の  
届け出）がなくなります

重症化リスクの高い陽性者に対する  
保健所からの聞き取りの電話がなく  
なります

※療養証明書の発行はなくなります。

発熱などの体調不良時は、必要に応じて医療機関へ  
相談または受診をしてください。